

入札監理小委員会における審議の結果報告 海外移住資料館の運営等業務

海外移住資料館の運営等業務については、公共サービス改革基本方針（別表）において、平成27年3月から平成30年3月までを期間として、民間競争入札を実施することとされている。

当該民間競争入札実施要項（案）を入札監理小委員会において審議したので、その結果（主な論点と対応）を以下のとおり報告する。

1. 事業の評価を踏まえた対応について

【論点】

これまで2期にわたって民間競争入札が実施されてきたが、2期目は一者応札となっている。新たに資料館に設置されている閲覧用 IT 機器関連業務等を追加することが検討されており、受託実績のない民間事業者においても企画書の提案が可能となるよう、実施要項に本実施状況の内容を十分に情報開示するとともに、業務ごとの固定人数にこだわらない仕様や共同事業体での受注を可能とする等の検討を加える必要がある。

【対応】

・ 附帯業務について

資料や物品の配布、または販売・販売管理業務として要する費用は民間事業者が負担し、収益についても民間事業者の収入とする旨追記した。(P. 7)

料金徴収の伴う企画展示、公開講座、イベント等を提案することも可能とし、その場合、実施に当たっては、事前に機構の承認が必要であること、また、収入の扱いについても事前に機構と協議の上、決定することについても追記した。(P. 8)

・ 情報展示システム運用・保守・管理業務システムについて

これまで別途契約し、今回新たに加える業務がどのようなものなのか記載するとともに、システムの見直しについても提案可能とした。

更に、情報展示システムに係る詳細は閲覧資料とし、パブリックコメント時以降閲覧可能とした。(P. 7, 12)

・ ボランティア管理業務 (P. 10) は必須であったものを、設置も含め提案とした。

ボランティアを活用する場合の内容については詳細を閲覧資料としてパブリックコメント時以降、閲覧可能とした。(P. 10, 11)

・ ポスト制の廃止 (P. 16)

これまで、常設展示スペース受付に開館時常駐1名等、ポストごとに人数を定めていたが撤廃した。

・ 入札参加資格に関する事項 (P. 19)

共同企業体について、代表者はA～C、代表者以外についてはA～Dの等級へ緩和した。

2. 確保すべきサービスの質について

【論点】

目標の設定根拠を示すとともに数値が細かいので丸めてはどうか。

【対応】

- ・指摘を踏まえ、修正を行った。(P. 16)
 - ①来館者数： 一年度あたり 34,758 人以上 ⇒ 34,000 人以上。
 - ②教育プログラム参加人数：一年度あたり 5,425 人以上 ⇒ 5,400 人以上。
 - ※ ①、②の数値は過去 3 年間の実績平均をもとに設定している。
- ・更にホームページアクセス件数を削除、来館者アンケートの評価を追加した。(P. 17)
- ・インセンティブの付与について変更
 - 確保されるべきサービスの質の目標値の 10%を超過した場合 1%としていたが、確保されるべきサービスの質の目標値が 20%、30%、40%を超過した場合にそれぞれ 1%を増額することとした。(P. 17-18)

3. 意見募集結果等について

平成 26 年 10 月 14 日から 10 月 27 日まで、意見募集を行ったが、意見は寄せられなかった。事務局からは（独）国際協力機構に対し、本業務の周知に更に努めていただくよう依頼を行った。

以上